## 添付資料2

多治見市新火葬場建設候補地選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 新火葬場の建設にあたり、学術的かつ専門的見地で総合的に調査及び検討し、建設する に最も適当な位置の選定を行うため、多治見市新火葬場建設候補地選定委員会(以下「委員会」 という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次の事項について審議する。
  - (1) 新火葬場建設候補地の選定の方向性に関する事項
  - (2) 新火葬場建設候補地の選定のための調査・検討に関する事項
  - (3) その他新火葬場建設候補地の選定に関し必要な事項

(組織)

- 第3条 委員会は、専門知識を有する委員5人以内で組織する。
- 2 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、新火葬場建設候補地の選定をもって終了するものとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員のうちから互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を総括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後の最初の会議 は、市長が招集する。
- 2 委員会の審議において、委員長は、必要に応じて専門知識を有する者又は市職員等委員以外 の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 この委員会の庶務は、環境経済部環境課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この告示は、平成19年2月1日から施行する。